

特別養護老人ホーム 西谷山わかくさの郷 利用料金表

1割負担

利用料金表【1ヶ月（31日）あたり】

	負担段階	施設サービス費	食費	居住費	利用料金 (自己負担分)
要介護 1	第1段階	26,500	9,300	27,280	63,080
	第2段階		12,090	27,280	65,870
	第3段階①		20,150	42,470	89,120
	第3段階②		42,160	42,470	111,130
	第4段階		44,795	96,100	167,395
要介護 2	第1段階	28,974	9,300	27,280	65,554
	第2段階		12,090	27,280	68,344
	第3段階①		20,150	42,470	91,594
	第3段階②		42,160	42,470	113,604
	第4段階		44,795	96,100	169,869
要介護 3	第1段階	31,625	9,300	27,280	68,205
	第2段階		12,090	27,280	70,995
	第3段階①		20,150	42,470	94,245
	第3段階②		42,160	42,470	116,255
	第4段階		44,795	96,100	172,520
要介護 4	第1段階	34,134	9,300	27,280	70,714
	第2段階		12,090	27,280	73,504
	第3段階①		20,150	42,470	96,754
	第3段階②		42,160	42,470	118,764
	第4段階		44,795	96,100	175,029
要介護 5	第1段階	36,572	9,300	27,280	73,152
	第2段階		12,090	27,280	75,942
	第3段階①		20,150	42,470	99,192
	第3段階②		42,160	42,470	121,202
	第4段階		44,795	96,100	177,467

- ① 部分が1か月（31日あたり）の利用料金（自己負担分）となります
- ② オムツ代・日常の洗濯代は利用料金に含まれています
- ③ 施設サービス費については【介護保険負担割合証】に定める割合の額となります（1割、2割、3割）
- ④ 食費及び居住費については【介護保険負担限度額認定証】をお持ちの方は認定証に記載されている料金（第1段階～第3段階①または②）、それ以外の方は第4段階となります

その他の料金（介護保険給付外）

事務手数料：1ヶ月あたり1,000円

電気代：テレビ、電気毛布等、個人使用の電化製品を持ち込み使用した場合、1つにつき1日50円

理美容サービス：理美容業者の訪問サービスを利用した場合（実費）

医療費：病院受診代やお薬代などは医療保険による別料金となります

【介護保険負担限度額認定の対象者要件】

負担段階	所得の状況		対象者が65歳以上の方 預貯金等資産要件(夫婦の場合)	
第1段階	生活保護受給者		1000万円(2000万円)以下	
	市町村民税非課税世帯である老齢福祉年金受給権者			
第2段階	市町村民税 非課税世帯	合計所得金額 + 課税年金収入額 +	80万円以下	650万円(1650万円)以下
第3段階①		非課税年金収入額の合計額	80万超120万以下	550万円(1550万円)以下
第3段階②			120万超	500万円(1500万円)以下
第4段階	上記以外の方			

特別養護老人ホーム 西谷山わかくさの郷 利用料金表

2割負担

利用料金表【1ヶ月（31日）あたり】

	負担段階	施設 サービス費	食費	居住費	利用料金 (自己負担分)
要介護1	第4段階	53,001	44,795	96,100	193,896
要介護2	第4段階	57,948	44,795	96,100	198,843
要介護3	第4段階	63,249	44,795	96,100	204,144
要介護4	第4段階	68,268	44,795	96,100	209,163
要介護5	第4段階	73,145	44,795	96,100	214,040

3割負担

利用料金表【1ヶ月（31日）あたり】

	負担段階	施設 サービス費	食費	居住費	利用料金 (自己負担分)
要介護1	第4段階	79,501	44,795	96,100	220,396
要介護2	第4段階	86,923	44,795	96,100	227,818
要介護3	第4段階	94,874	44,795	96,100	235,769
要介護4	第4段階	102,402	44,795	96,100	243,297
要介護5	第4段階	109,717	44,795	96,100	250,612

【介護保険の利用者負担が高額になった場合】

同じ月に利用したサービスの利用者負担（1割、2割、3割）の合計額（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が【高額介護サービス費】として後から支給されます

利用者負担の上限額（1ヶ月）

利用者負担段階区分	上限額 (世帯合計)
◆ 課税所得690万円以上（年収約1160万円以上）	140,100円
◆ 課税所得380万円～690万円未満（年収約770万円以上～約1160万円未満）	93,000円
◆ 上記区分以外の市民税課税世帯	44,400円
◆ 市民税非課税世帯で下記の区分に属さない人	24,600円
◆ 市民税非課税世帯で合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人	15,000円
◆ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	(個人)
◆ 生活保護の受給者	15,000円 (個人)
◆ 利用者負担を1万5000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

制度についての詳しい内容・申請についてはお住いの市町村介護保険窓口へお問い合わせください